

山本博司参議院議員様へ要望書の提出を行いました。

日時： 令和4年3月6日(日) 11:15～

会場： 就労継続支援A型事業所協議会事務所

(岡山市北区青江5-1-12)



(要望書)

令和4年3月6日

(NPO)就労継続支援A型事業所協議会
理事長 萩原 義文

(ホームページ) <http://www.shurou-a.org/>

(要望書)

現在、就労継続支援A型事業を利用される障害者は、全国に昨年度同様の約7.2万人の利用者数があり、障害のある人の就労意欲の一層の高まりの中において、地域で安心して暮らし、活躍できる社会基盤としての役割の一部をA型事業者は担っています。その上で、昨年度から続く新型コロナウイルス感染症の拡大長期化の影響の中においては、障害のある人が、希望や能力、適正を十分に活かし活躍できる共生社会の実現に向けての取り組みが進む中で大きな壁となっており、事業者においても、本年度からの報酬改定(スコア評価方式)等や就労支援事業の売り上げが伸び悩む中において今後への経営に対する不安が拭えない状況となっています。そのため、今後においても地域の障害福祉サービスの基盤をしっかりと継続できるよう以下の内容について要望いたします。

① A型事業者に関する就労支援事業会計基準の柔軟な措置について

A型事業所の現状課題の一番は、生産活動収支改善の困難性にあります。特に令和3年度から基本報酬についてはスコア方式となり、生産活動収支が赤字であれば、報酬が極めて厳しく評価されてしまいます。

現在においても、全国の約6割の事業者が生産活動の収益が利用者の賃金総額を下回っているのです。

そのため、是非、障害者の方の雇用を通じて助成いただける特開金や報奨金などの収入を生産活動収入に繰り入れることが可能となるようご検討いただきたいと思います。(※なお、島根県などは一部は可能としています。)

② 精神障害者に関する雇用率のカウントについて

精神障害者については、令和3年度と令和4年度中は短時間労働者について1カウントになりましたが、この特例について令和5年度以降においても継続していただきたい。

また、身体、知的障害者と異なり、重度といった取り扱いがない精神障害者について、カウントを上積みする措置をご検討願いたい。

③ A型事業が果たす役割への理解と更なる支援について

現在、全国には約217万人(18才～64才)の精神障害者の方がいますが、一般企業への就労が厳しい間口となっている現状において、地域での生活を維持するための働く場としてA型事業所が存在しています。

作業の減少や最低賃金の補償などにより、ここ数年は経営の悪化による事業所の廃止が増えてきました。

地域にある社会資源としてのA型事業所がこのまま減少していくのは、障害者の方の可能性を制限するものと考えます。そのため、生産設備等に関する補助や経営力を身につけるためのセミナー等の開催、また、多くの課題があるこの度のスコア方式について再度見直しをご検討いただきたいと考えます。

以上について要望いたします。